

当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

医療情報所得加算

当院では、オンライン確認システムの導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入にしている医療機関となります。マイナ保険証の利用を通じて診療情報を所得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を所得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

※公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医療品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「処方名ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。

患者様の症状に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方屋 28 日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

※この度改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へサインしていただく必要があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

医療 DX 推進整備加算

当院では、以下の通り医療 DX 推進の体制を整備して活用しております。

オンライン請求行っています。

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

電子資格確認をして所得した診療情報を診察室で閲覧又は、活用できる体制を有しています。

電子処方箋の発。(準備中)

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制。(準備中)

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

※医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診察を実施する為の十分な情報を所得し、および活用して診察を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、診療報酬の算定がわかる明細書無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書自体は無料ですが、厚生労働省の診療規定に伴い、「明細書発行体制加算」(1点)を保険請求させていただきます。

以上の点をご理解いただいた上で、明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

医療法人社団みどりの風
さくらクリニック松阪

施設基準

人工腎臓

導入期加算 1

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

医療 DX 推進体制整備加算

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

機関指定

生活保護指定医療機関

難病指定医療機関

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

結核指定医療機関

さくらクリニック松阪